

のだ市議会だより広告募集要領

野田市議会では、自主財源の確保を目的に野田市議会報広告取扱要項を定め、広告事業を行っております。令和7年度に発行する「のだ市議会だより」に掲載する有料広告の募集を令和7年2月28日まで行います。

1 募集内容

(1) 広告の媒体

- ・ のだ市議会だより
- ・ 年4回発行 各号約47,800部
(野田市内自治会加入世帯及び公共施設等)

(2) 枠数及び掲載料

- ・ 枠数 1号当たり2枠
- ・ 掲載料 1枠当たり10,000円(税込)

(3) 募集期間

- ・ 令和7年2月14日(金)から令和7年2月28日(金)まで
- ・ 受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)
※ 募集枠を超える応募があった場合は、市内の事業者を優先した上で先着順となります。

(4) 募集案内

野田市ホームページ内の市議会のページ及びのだ市議会だよりにより募集案内します。

2 広告掲載の条件

(1) 掲載位置

のだ市議会だより最終ページ(掲載枠の位置については指定できません。)

(2) 掲載号

号	3月定例会	6月定例会	9月定例会	12月定例会
発行予定日	5月1日	8月1日	11月1日	2月15日

(3) 掲載規格

- ・ 大 き さ 縦6 c m×横9 c m
- ・ デザイン 市議会のイメージを損なわないもの
- ※ 野田市広告掲載取扱要綱第3条各号のいずれにも該当しないもの
- ・ 配 色 カラー

(4) 申込枠数

1事業者1枠、または2枠とします。

(申込者が重複した場合は、1事業者が2枠掲載することはできません)

3 申込等

(1) 申込方法

次に掲げる書類を野田市議会事務局まで提出してください。

- ① のだ市議会だより広告掲載申込書(様式1号)
- ② 確認書
- ③ 広告原稿案(様式の指定なし。広告の内容・デザインが分かるもの)
- ④ 会社の案内等(会社の概要が分るもの)

(2) 申込みに当たり「野田市広告掲載取扱要綱」「野田市議会報広告取扱要項」をよくお読みください。

4 選定等

(1) 選定方法

野田市議会報広告取扱要項第8条により、広告掲載者を決定します。

(2) 結果連絡

選定後、のだ市議会だより広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により通知します。

5 掲載料納付及び広告原稿提出

(1) 掲載料納付期限

掲載決定通知書に同封する納付書により、指定期日までに納付してください。なお、納付された掲載料については還付しません。(広告主の責めに帰することのできない事由により掲載できなかった場合は除きます。)

(2) 広告原稿提出期限

発行予定日の1か月前までに、広告欄に掲載する正式な原稿をメール等により提出してください。

6 掲載までの流れ

日 程	内 容
～ 2 月 2 8 日	申込み（広告主）
3 月 6 日	掲載又は不掲載決定通知書発送（市議会）
～ 3 月 3 1 日	広告原稿の校正（広告主）
～ 4 月 1 5 日	広告掲載料の納付（広告主）
5 月 1 日	のだ市議会だより発行日（市議会）

7 申込様式

- (1) のだ市議会だより広告掲載申込書（様式第1号）
- (2) 確認書

8 野田市及び野田市議会の広告関連規定

- (1) 野田市広告掲載取扱要綱
- (2) 野田市議会報広告取扱要項

お問合せ先
野田市議会事務局議事調査係（野田市役所低層棟3階）
〒278-8550 野田市鶴奉7-1 電話 04-7124-0109
FAX 04-7123-1778